

魚津市告示第66号

公共施設再編推進室設置要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

魚津市長 村椿 晃

公共施設再編推進室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市行政組織規則（平成21年魚津市規則第5号）第5条の規定に基づき、公共施設再編推進室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公共施設の再編方針を見直すことにより、一層の行財政改革を推進するため、企画総務部に公共施設再編推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(分掌事務)

第3条 推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の再編に関すること。
- (2) 公共施設に関する経費の「見える化」に関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に関すること。

2 魚津市行財政改革推進委員会設置要綱（平成5年魚津市告示第77号）7条及び魚津市行財政改革推進協議会設置要綱（平成30年魚津市告示第10号）第6条の規定にかかわらず、推進室は、魚津市行財政改革推進委員会及び魚津市行財政改革推進協議会の庶務を処理するものとする。

(職及びその職務)

第4条 推進室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
室長	推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を統轄し、係員を指揮監督する。
主査	担当事務を掌理する。
主任	担当事務を掌理する。

主 事	事務に従事する。
-----	----------

(事務処理の原則)

第5条 推進室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第2号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第3号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第2号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第1号）の規定を準用する。

(文書の記号)

第6条 推進室の文書の記号は、「総」とする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。